

令和6年度 第1回本庄市下水道事業審議会

開催日 令和6年7月25日

開会時間 午前10時00分

場所 本庄市役所 504会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 令和5年度第4回審議会議事報告

4. 議 題

第1号 下水道事業の取組みと経営状況について

令和4年度本庄市下水道事業会計決算概要 【資料1】

令和6年度整備予定箇所

6. その他

7. 閉 会

下水道事業審議会 席次表(504会議室)

柿沼 光男 会長
(かきぬま みつお)

小高 隆雄 委員
(おだか たかお)

根岸 誠 委員
(ねぎし まこと)

茂木 孝弘 委員
(もてぎ たかひろ)

大澤 春樹 委員
(おおさわ はるき)

井上 明彦 委員
(いのうえ あきひこ)

立石 茂則 委員
(たついし しげのり)

濱野 宏 委員
(はまの ひろし)

渋谷 京子 委員
(しぶや きょうこ)

早川 ゆり 委員
(はやかわ ゆり)

事務局

事務局

傍聴人

令和4年度本庄市下水道事業会計決算概要

概況

総括事項

イ 業務状況

令和4年度末において、公共下水道に接続可能な処理区域内人口は47,571人で、前年度より843人、率にして1.8%の増加、水洗化人口は42,538人で、前年度より743人、率にして1.8%の増加となり、水洗化率は89.4%となりました。農業集落排水施設に接続可能な処理区域内人口は2,471人で、前年度より165人、率にして6.3%の減少、水洗化人口は1,863人で、前年度より224人、率にして10.7%の減少となり、水洗化率は75.4%となりました。また、年間処理水量は、公共下水道が4,963,191^m、農業集落排水が176,563^mでした。

なお、農業集落排水施設のうち都島地区については、令和4年4月1日より公共下水道へ編入しました。

ロ 建設改良費等

公共下水道事業の建設改良費の総額は1,146,308,037円（税込）で、本庄地区、小島地区、西富田地区、新田原地区、児玉地区等で工事を行い、合計17.5haの面整備により、整備面積累計は、1,174.6haとなりました。また、本庄地区、小島地区、児玉地区、児玉工業団地等で舗装本復旧工事を、市内各所で取付管設置工事を実施しました。

農業集落排水事業の建設改良費の総額は14,023,900円（税込）で、田中クリーンセンター、宮戸クリーンセンター、牧西クリーンセンター及び滝瀬・堀田クリーンセンターの設備及び牧西地区及び滝瀬・堀田地区の中継ポンプ場の設備の更新工事を行いました。また、牧西地区で管渠築造工事を、仁手地区で舗装本復旧工事を、牧西地区、滝瀬地区、仁手地区及び下仁手地区で取付管設置工事を実施しました。

ハ 経理状況

収益的収支（税抜）は、総収益1,942,950,963円、総費用1,793,020,755円で、純利益は、149,930,208円となりました。

資本的収支（税込）は、収入額1,301,379,580円、支出額1,639,118,806円で、収入額（翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額208,800,000円、前年度財源充当額41,300,000円を除く。）が支出額に対し不足する額587,839,226円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額74,537,589円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,832,217円、繰越工事資金188,600,000円、過年度分損益勘定留保資金18,818,021円、当年度分損益勘定留保資金250,851,399円で補てんしました。なお、不足額28,200,000円（未払相当分）については令和4年度同意済企業債の未発行分をもって、翌年度において措置するものとします。

1 損益計算書

(単位:千円)

項目	令和4年度 (a)	令和3年度 (b)	比較増減 (a)-(b)	増減率(%)
総収益	1,942,951	1,859,279	83,672	4.5
営業収益	794,294	767,886	26,408	3.4
下水道使用料	762,511	742,361	20,150	2.7
雨水処理負担金	31,417	25,241	6,176	24.5
その他営業収益	366	284	82	28.9
営業外収益	1,148,657	1,091,393	57,264	5.2
受取利息及び配当金	6	5	1	20.0
他会計補助金	71,799	19,876	51,923	261.2
他会計負担金	362,788	357,593	5,195	1.5
国庫補助金	5,300	6,000	△ 700	△ 11.7
長期前受金戻入	708,599	707,722	877	0.1
雑収益	165	197	△ 32	△ 16.2
特別利益	0	0	0	0.0
過年度損益修正益	0	0	0	0.0
総費用	1,793,021	1,706,154	86,867	5.1
営業費用	1,675,833	1,586,540	89,293	5.6
管渠費	101,829	84,191	17,638	20.9
処理場費	39,292	35,688	3,604	10.1
流域下水道維持管理負担金	374,495	369,243	5,252	1.4
普及促進費	180	649	△ 469	△ 72.3
業務費	20,450	20,831	△ 381	△ 1.8
総係費	81,091	76,575	4,516	5.9
減価償却費	1,015,505	982,399	33,106	3.4
資産減耗費	42,991	16,964	26,027	153.4
営業外費用	116,662	118,521	△ 1,859	△ 1.6
支払利息	108,332	114,867	△ 6,535	△ 5.7
雑支出	8,330	3,654	4,676	128.0
特別損失	526	1,093	△ 567	△ 51.9
過年度損益修正損	526	1,093	△ 567	△ 51.9
その他特別損失	0	0	0	-
当年度純利益	149,930	153,125	△ 3,195	△ 2.1

・収益

営業収益は、水洗化人口の変動によって下水道使用料が公共下水道事業は増加、農業集落排水事業は減少し、また雨水処理の維持管理に要する経費が増加したことで雨水処理負担金が増加したため、2,640万円(公共:2,847万円、農集:△207万円)増加(3.4%)となりました。
 営業外収益は、公共下水道事業においては、他会計負担金が増加し、農業集落排水事業においては、他会計補助金が増加したことにより、5,726万円(公共:145万円、農集:5,581万円)増加(5.2%)となりました。
 総収益は、8,367万円(公共:2,993万円、農集:5,374万円)の増加(4.5%)となりました。

・費用

営業費用は、公共下水道事業において、減価償却費や管渠費(人孔蓋更新等の工事請負費)、流域下水道維持管理負担金等が増加し、農業集落排水事業において、資産減耗費(都島クリーンセンター解体工事費及び解体による除却損)が増加したことにより、8,929万円(公共:4,869万円、農集:4,060万円)の増加(5.6%)となりました。
 営業外費用は、公共下水道事業、農業集落排水事業ともに高金利の時期の債務の減少に伴う支払利息が減少したことにより、186万円(公共:△470万円、農集:284万円)の減少(△1.6%)となりました。
 特別損失は、使用料還付金が公共下水道で減少したことにより、57万円(公共:△80万円、農集:23万円)の減少(△51.9%)となりました。
 総費用は、8,687万円(公共:4,317万円、農集:4,060万円)の増加(5.1%)となりました。

・当年度純利益

総収益から総費用を差し引いた純利益は、1億4,993万円で、前年度比2.1%、金額ベースで320万円(公共:△1,326万円、農集:1,006万円)の減少となりました。

2 貸借対照表

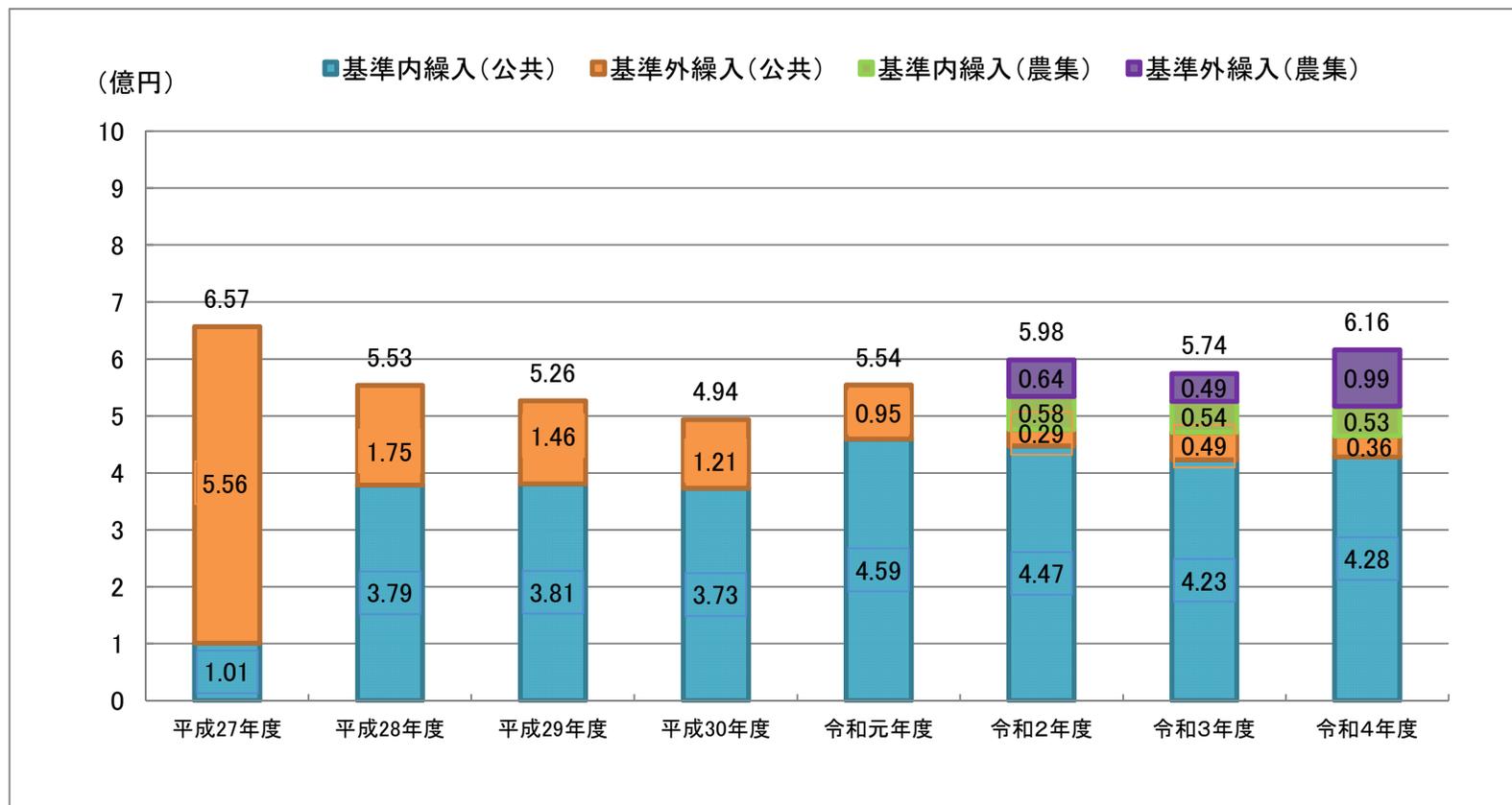
(単位:千円)

項目	令和4年度 (a)	令和3年度 (b)	比較増減 (a)-(b)	増減率 (%)
資産の部	29,304,368	29,295,971	8,397	0.0
固定資産	28,234,810	28,179,970	54,840	0.2
有形固定資産	25,612,173	25,391,091	221,082	0.9
土地	117,834	117,834	0	0.0
償却資産	30,428,939	29,444,213	984,726	3.3
うち建物	433,126	448,656	△ 15,530	-
うち構築物	29,675,861	28,688,342	987,519	3.4
うち機械及び装置	316,724	305,557	11,167	3.7
うちその他	3,228	1,657	1,571	94.8
減価償却累計額(△)	△5,533,492	△4,729,717	△ 803,775	17.0
建設仮勘定	598,892	558,761	40,131	7.2
無形固定資産	2,582,372	2,748,882	△ 166,510	△ 6.1
投資その他の資産	40,265	39,997	268	0.7
流動資産	1,069,558	1,116,001	△ 46,443	△ 4.2
現金預金	945,468	931,588	13,880	1.5
未収金	127,658	187,524	△ 59,866	△ 31.9
うち下水道使用料	90,978	88,326	2,652	3.0
うち受益者負担金	2,748	2,380	368	15.5
うち消費税還付金	26,488	74,537	△ 48,049	△ 64.5
うちその他未収金	7,444	22,281	△ 14,837	△ 66.6
貸倒引当金(△)	△3,568	△3,111	△ 457	14.7
資産合計(再掲)	29,304,368	29,295,971	8,397	0.03

項目	令和4年度 (a)	令和3年度 (b)	比較増減 (a)-(b)	増減率 (%)
負債の部	27,971,520	28,113,053	△141,533	△ 0.5
固定負債	9,145,140	8,890,314	254,826	2.9
企業債	9,145,140	8,890,314	254,826	2.9
流動負債	865,635	1,115,299	△249,664	△ 22.4
企業債	444,774	476,715	△31,941	△ 6.7
未払金	411,743	629,062	△217,319	△ 34.5
賞与引当金	8,678	9,082	△404	△ 4.4
その他	440	440	0	0.0
繰延収益	17,960,745	18,107,440	△146,695	△ 0.8
長期前受金	23,147,094	22,597,335	549,759	2.4
長期前受金収益化累計額(△)	△5,186,349	△4,489,895	△696,454	15.5
資本の部	1,332,848	1,182,918	149,930	12.7
資本金	725,230	675,822	49,408	7.3
剰余金	607,618	507,096	100,522	19.8
資本剰余金	77,105	77,105	0	0.0
利益剰余金	530,513	429,991	100,522	23.4
減債積立金	342,068	192,068	150,000	78.1
建設改良積立金	30,000	30,000	0	0.0
当年度未処分利益剰余金	158,445	207,923	△49,478	△ 23.8
うち当年度純利益	149,930	153,125	△3,195	△ 2.1
うち繰越利益剰余金	8,515	5,390	3,125	58.0
うち減債積立金取崩し	0	49,408	△49,408	0.0
負債・資本合計	29,304,368	29,295,971	8,397	0.03

- ・ 固定資産は、公共下水道事業において、本庄地区、小島地区、西富田地区、新田原地区、児玉地区の管渠築造工事等により、5,484万円(公共:1億6,390万円、農集:△1億906万円)増加(0.2%)となりました。流動資産は、現金預金が増加したものの、未収金のうち消費税還付金等が減額となったことにより、△4,644万円(公共:△7,818万円、農集:3,174万円)減少(△4.2%)となりました。
- ・ 負債の部は、公共下水道事業において管渠築造工事等の増加による企業債残高が増加したものの、未払金の減額や長期前受金の収益化が進んだこと等により、△1億4,153万円(公共:△6,483万円、農集:△7,670万円)減少(△0.5%)となりました。
- ・ 資本の部は、公共下水道事業において、減債積立金取り崩し額の資本金への組み入れ、減債積立金への積立により、1億4,993万円(公共:1億5,054万円、農集:△61万円)増加(12.7%)となりました。

4.1 繰入金の推移(平成27年度～令和4年度)

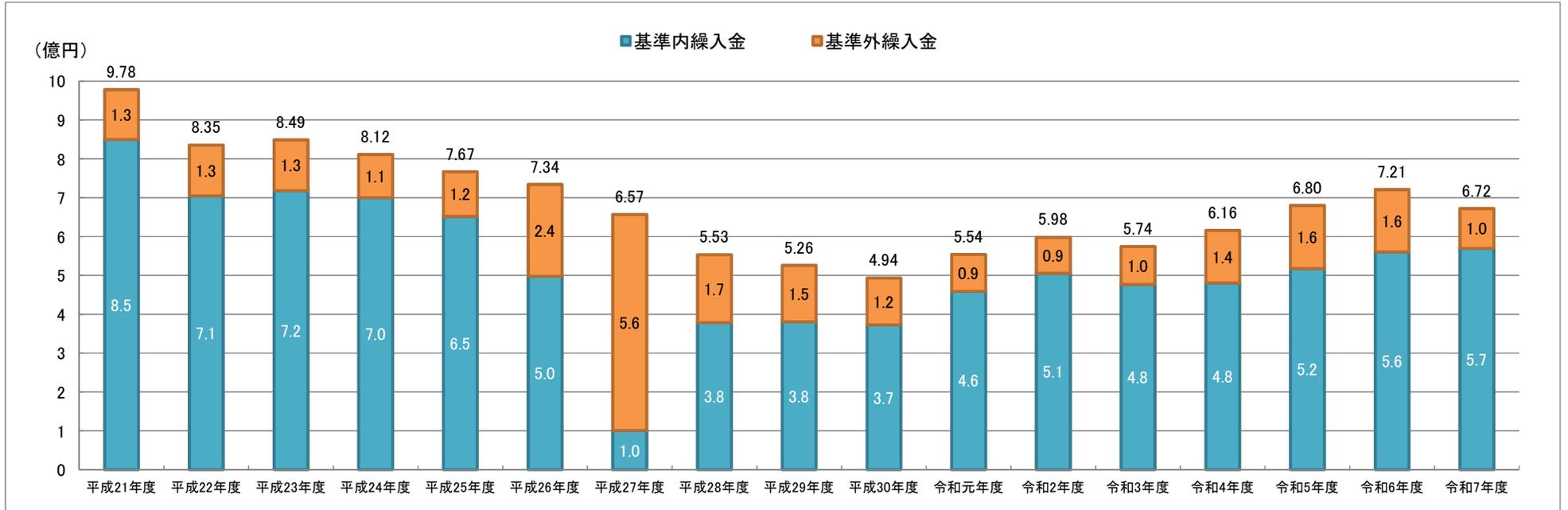


(単位:千円)

	平成27年度 →公共法適用	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 →農集法適用	令和3年度	令和4年度
基準内繰入金	101,097	378,574	380,624	372,702	459,079	505,493	476,752	480,437
基準外繰入金	555,507	174,614	145,510	120,800	94,700	92,605	97,575	135,217
繰入金合計	656,604	553,188	526,134	493,502	553,779	598,098	574,327	615,654

※繰入金総額は、元金償還額の減少に合わせて減少傾向となっていましたが、令和2年度は、農業集落排水事業を同一事業としたため、44,319千円の増となりました。
 ※「分流式下水道に要する経費」の計算方法の相違によって、平成27年度は基準内繰入金と基準外繰入金の割合が大きく変動しています。

4.2 繰入金の推移(平成21年度～令和7年度)



(単位:千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
							←公共法適用					←農集法適用					
標準内繰入金	849,999	705,100	718,427	699,954	652,089	497,951	101,097	378,574	380,624	372,702	459,079	505,493	476,752	480,437	517,699	560,783	569,903
標準外繰入金	128,101	130,340	130,740	111,636	115,026	236,130	555,507	174,614	145,510	120,800	94,700	92,605	97,575	135,217	162,626	160,527	102,235
繰入金合計	978,100	835,440	849,167	811,590	767,115	734,081	656,604	553,188	526,134	493,502	553,779	598,098	574,327	615,654	680,325	721,310	672,138

※「分流式下水道に要する経費」の計算方法の相違によって、平成27年度は標準内繰入金と標準外繰入金の割合が大きく変動しています。

※繰入金総額は、元金償還額の減少に合わせて減少傾向となっており令和元年度に料金改定も行いましたが、令和7年度概成に向けた企業債借入の増加による元金償還額の増加のため、繰入金の増加が見込まれます。

※令和5年度以降において流域下水道維持管理負担金の改定は見込んでいません。

※令和5年度以降は経営戦略により作成しています。

4 経営分析

指標 (算出方法)	説明	公共下水道事業					農業集落排水事業					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	類似団体平均	全国平均	令和2年度	令和3年度	令和4年度	類似団体平均	全国平均	
事業の概要	事業別普及率 (%) $\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$	行政区域内人口に占める処理区域内人口の割合である。当該事業の整備状況を表すものである。	59.3	60.3	61.4	—	—	3.6	3.4	3.2	—	—
	進捗率 (%) $\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{全体計画人口}} \times 100$	全体計画人口に占める処理区域内人口の割合である。全体計画に対する進捗状況を表すものである。	81.0	82.0	93.6	90.2	96.2	100.0	100.0	100.0	56.8	57.2
	施設利用率 (%) $\frac{\text{晴天時平均処理水量 (m}^3\text{/日)}}{\text{晴天時現在処理能力 (m}^3\text{/日)}} \times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合である。施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。	—	—	—	—	—	56.15	50.22	45.10	64.0	60.9
施設の効率性	有収率 (%) $\frac{\text{年間有収水量 (千m}^3\text{)}}{\text{年間汚水処理水量 (千m}^3\text{)}} \times 100$	処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合である。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえることができる。	100.8	102.4	103.0	81.1	80.4	100.00	100.00	100.00	88.8	89.7
	水洗化率 (%) $\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合である。	89.2	89.4	89.5	91.5	95.7	77.21	79.17	75.39	87.7	86.9
	使用料単価 (円/m³) $\frac{\text{使用料収入 (千円)}}{\text{年間有収水量 (m}^3\text{)}} \times 1000$	有収水量1m ³ あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。	141.24	142.24	143.82	153.02	134.43	123.28	140.26	155.19	158.1	155.9
経営の効率性	汚水処理原価 (円/m³) $\frac{\text{汚水処理費 (千円)}}{\text{年間有収水量 (m}^3\text{)}} \times 1000$	有収水量1m ³ あたりの汚水処理に要した費用(汚水処理費)であり、その水準を示す。汚水処理費は、維持管理費と資本費とに分けられる。	150.00	150.00	150.00	163.48	134.79	309.38	270.98	589.65	249.98	256.97
	経費回収率 (%) $\frac{\text{使用料収入 (千円)}}{\text{汚水処理費 (千円)}} \times 100$	汚水処理費に対する、使用料による回収程度を示す指標である。	94.2	94.8	95.9	93.6	99.7	39.8	51.8	26.3	63.4	60.7
	経常収支比率 (%) $\frac{\text{営業収益 (総収益)} + \text{営業外収益}}{\text{営業費用 (総費用)} + \text{営業外費用 (地方債償還金)}} \times 100$	特別損益を除いた経常的な収支の関係を示す。100%を超えて比率が高いほど経営成績が良好であるといえる。これが100%未満であることは経常損失が生じていることを意味する。	108.9	110.0	108.9	105.1	106.2	101.3	109.1	115.7	95.5	95.4
財政状態の健全性	利子負担率 (%) $\frac{\text{支払利息}}{\text{建設企業債・長期借入金} + \text{一時借入金+リース債}} \times 100$	有利子負債に対する支払利息の割合である。高金利の企業債がある場合には利子負担率は高くなることから、比率は低いほど良い。	1.4	1.2	1.1	1.4	1.4	1.4	1.2	1.3	1.8	1.8
	自己資本構成比率 (%) $\frac{\text{資本合計} + \text{繰延収益}}{\text{負債} + \text{資本合計}} \times 100$	総資本(負債及び資本)に占める自己資本の割合であり、財政状態の長期的な安全性を見る指標である。	67.87	65.88	65.85	61.20	62.90	64.58	65.57	65.72	65.70	65.50
	処理区域内人口1人あたり地方債残高 (千円/人) $\frac{\text{地方債現在高 (千円)}}{\text{現在処理区域内人口}}$	地方債現在高を処理区域内人口で除したものである。	170	180	182	250	183	371	370	372	322	323

※ 類似団体平均とは、総務省が公表している下水道事業経営指標における処理区域内人口1万人以上5万人未満、有収水量密度2.5千m³/ha以上5.0千m³/ha未満、供用開始後25年以上の団体(Cc1)の令和元年度決算における平均値

用語集

処理区域

排水区域のうち排除された汚水を処理場で処理することができる地域で、工事された区域。

水洗化人口

処理区域内で水洗便所を設置済みの世帯の人口。

年間処理水量

公共下水道は水循環センター、農業集落排水は各処理場で処理した汚水量。

収益的収支

下水道施設の維持管理など経営に関する収入・支出。

資本的収支

下水道施設の建設費用と企業債の元金償還金及びその財源の収入・支出。

有収水量

下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量

下水道使用料

公共下水道の維持管理費等を賄うため、公共下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。水量等に応じて徴収される。滞納使用料については、地方自治法の規定により、強制徴収債権として地方税の滞納処分の例により徴収することができる。使用料は、基本料金と従量制の二部料金制が多く採用されており、基本料金は、一定の排水量までの固定料金である。従量制は、大口使用者に対して排水を抑制する効果と生活排水を排出するための一般家庭への負担の配慮という観点から、使用料単価は、水道の使用水量（または井戸水）を基準に下水排水量が多くなるに従って、1 m³当たりの単価が高くなることをいう。

雨水処理負担金

雨水処理に要する経費に充てられる費用のこと。

長期前受金

償却資産の取得に伴う補助金・繰入金を負債として計上したもの、その後、減価償却に見合う分を順次収益化し戻入する。

繰入金

一般会計から下水道事業の運営のために支出されるお金。公費で負担すべき経費等に充てられる費用（赤字補てん分を含む。）のこと。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠から成る。事業主体は原則として都道府県。流域下水道に接続することによって、独自の終末処理場を有しないものを流域関連公共下水道（事業主体は原則として市町村）といい、流域下水道管理者に対し、流域下水道の建設費及び維持管理費の一部（流域下水道維持管理負担金及び流域下水道建設負担金）を支払う。

減価償却費

下水道施設（資産）の取得に伴う費用を一旦資産に計上した後、その金額を耐用年数にわたって規則的に分配する金額のこと。

国庫補助金（国庫支出金）

下水道施設の整備にあたって国から交付される。下水道事業における国庫補助の対象範囲は限定されている。補助率は、事業の種類、施設の種別によって異なり、また、年度によっても相違がある。

企業債（地方債）

地方公共団体が地方公営企業の建設・改良に要する資金に充てるために年度を超えて借り入れる借入金のこと。

受益者負担金

都市計画法に基づき、国又は地方公共団体が特定の事業を行う場合に、その事業により受益する者に対して当該事業に要する費用の一部を負担させるために徴収するもの。

建設仮勘定

建設中の固定資産にかかった支出を計上するもので、完成時に建設仮勘定の額を固定資産に振り替えられる。

引当金

将来発生する特定の費用や損失に備え、あらかじめ今年度発生分として準備しておく見積金額。回収不能な未収金の貸倒引当金と翌年6月に支払う賞与の賞与引当金がある。

資本剰余金

資本取引の結果、発生したもので、受贈財産評価額、寄付金等。寄附や財産の受贈による資産に対する適正な評価額を計上する。

利益剰余金

損益取引の結果、発生したもので、処分の方法によって区分される。

減債積立金

毎年度の未処分の利益剰余金を、企業債元金償還に充てるために積み立てているもの。

建設改良積立金

毎年度の未処分の利益剰余金を、建設改良等の工事費に充てるために積み立てているもの。

操出基準

地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、公営企業に繰り入れられる他会計からの操出金の基準のこと。基準に基づき繰り入れるものを基準内繰入金、基準にないものを基準外繰入金という。

本庄市下水道事業審議会委員名簿

(任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日)

令和5年4月1日現在

(敬称略・順不同)

No.	氏 名	選出区分 (本庄市下水道事業審議会 条例第3条)	摘 要
1	かきぬま みつお 柿沼 光男	市議会議員	
2	うるた へいいちろう 粂田 平一郎	市議会議員	
3	おだか たかお 小高 隆雄	都市計画決定区域内の 自治会代表者	本町自治会長
4	もてぎ たかひろ 茂木 孝弘	都市計画決定区域内の 自治会代表者	万年寺自治会長
5	いのうえ あきひこ 井上 明彦	都市計画決定区域内の 自治会代表者	本田自治会長
6	はまの ひろし 濱野 宏	都市計画決定区域内の 自治会代表者	長浜町自治会長
7	おくはら さだお 奥原 定雄	都市計画決定区域内の 自治会代表者	塩谷治会長
8	ねぎし まこと 根岸 誠	都市計画決定区域内の 自治会代表者	秋山自治会長
9	おおさわ はるき 大澤 春樹	識見を有する者	埼玉県下水道公社 (常務理事兼技師長)
10	たついし しげのり 立石 茂則	識見を有する者	
11	しぶや きょうこ 渋谷 京子	公募による者	
12	はやかわ ゆり 早川 ゆり	公募による者	

令和 6 年度 本庄市下水道事業審議会開催日程（案）

- ・下水道審議会委員（任期）

- 今期：令和 4 年 1 0 月 1 日～令和 6 年 9 月 3 0 日（2 年）

- 次期：令和 6 年 1 0 月 1 日～令和 8 年 9 月 3 0 日（2 年）

- ・令和 6 年度 第 2 回審議会

- 令和 6 年 1 0 月中旬から下旬

- 第 1 回審議会の内容確認（会議録）

- 本庄市下水道事業経営戦略ロードマップ（案）について（内容説明）

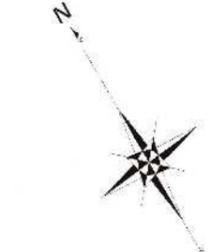
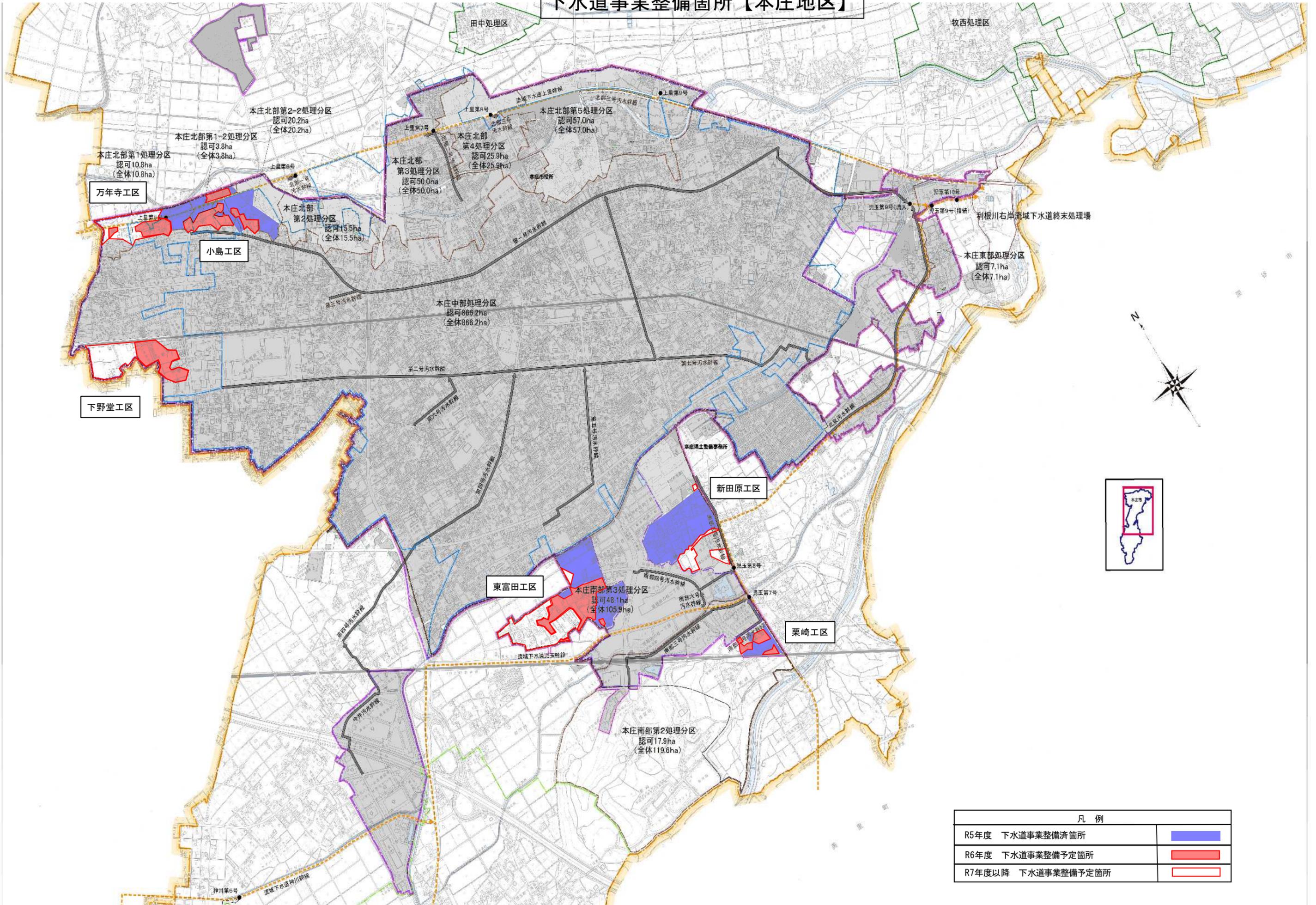
- ・令和 6 年度 第 3 回審議会

- 令和 7 年 2 月下旬～3 月上旬

- 第 2 回審議会の内容確認（会議録）

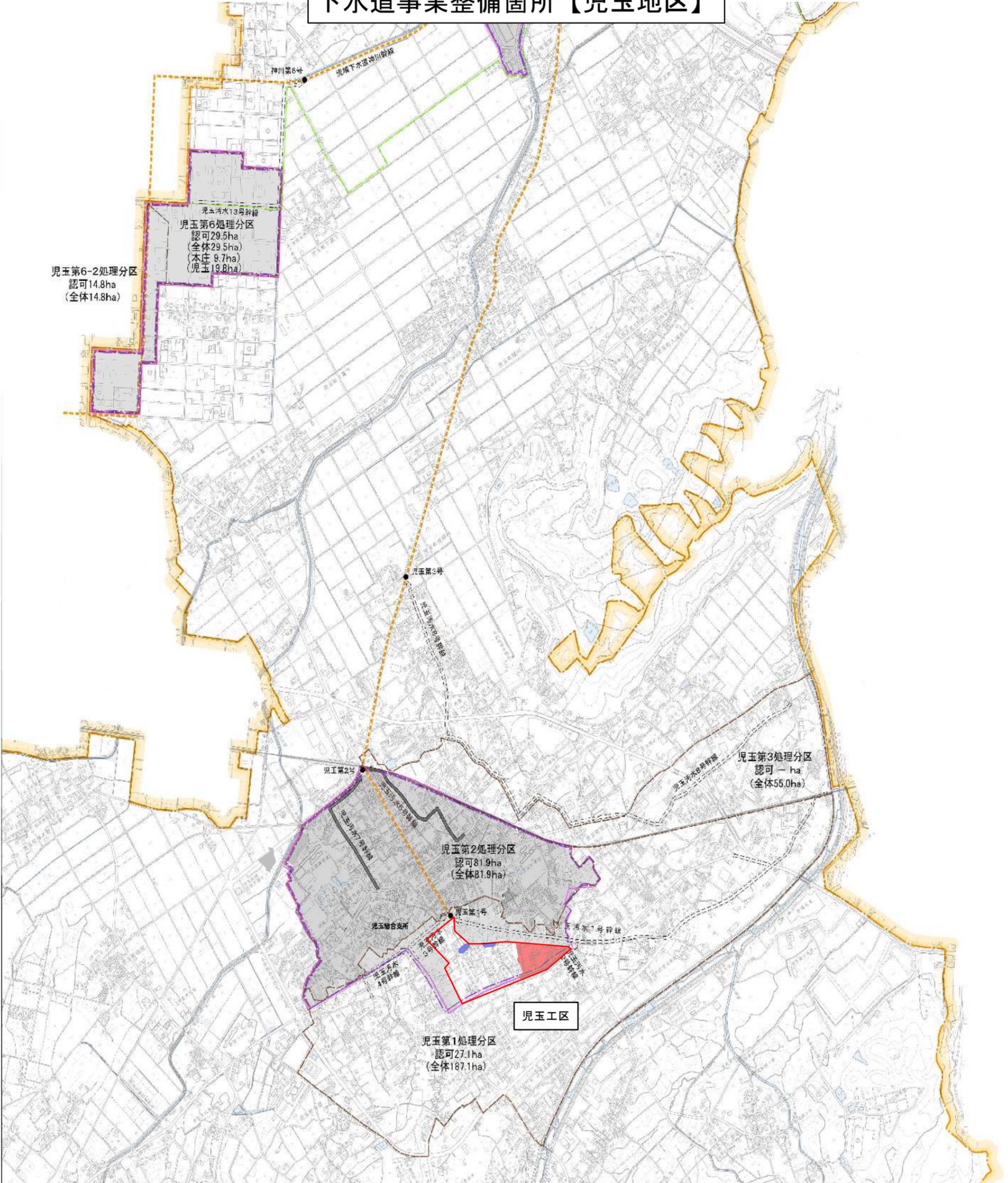
- 令和 5 年度下水道事業決算について

下水道事業整備箇所【本庄地区】



凡例	
R5年度 下水道事業整備済箇所	
R6年度 下水道事業整備予定箇所	
R7年度以降 下水道事業整備予定箇所	

下水道事業整備箇所【児玉地区】



凡例	
R5年度 下水道事業整備済箇所	
R6年度 下水道事業整備予定箇所	
R7年度以降 下水道事業整備予定箇所	

